

玉野市立荘内小学校

令和 7 年度 P T A 総会 要項

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 令和 6 年度の報告と令和 7 年度の方角性について | P. 2 |
| (2) 令和 6 年度諸会計決算報告 | P. 4 |
| (3) 令和 6 年度監査報告 | P. 8 |
| (4) 令和 7 年度の役員選出 | P. 9 |
| (5) 令和 7 年度会計予算案 | P. 10 |
| (6) PTA 会則・細則 | P. 11 |
| (7) PTA 表彰・旅費規定 | P. 14 |

本年度、玉野市立荘内小学校 PTA の総会は、紙面総会で行います。
要項をお配りしますので、内容をご確認いただき、以下の QR コードから、
ご意見をお聞かせください。(回答は各家庭 1 回で構いません。)なお、ご
意見の集計結果は、4 / 18 (金) の参観日当日に報告いたします。

PTA は任意団体です。100 円 / 月 (年間 1,200 円) の会費の納入をもって、
入会の意思表示とします。入会を希望されない方は、4 月中に担任までお申
し出ください。後日、用紙をお渡ししますので、ご提出ください。



全家庭対象です。
回答は、各家庭 1 回で構いません。
締め切りは 4 / 14 (月)です。

P T A活動 令和6年度の報告と令和7年度の方角性について

<荘内小サポーター>

- ・児童の学習環境や学習活動を充実させるため、学校と相談の上、必要に応じて保護者に募集をかけました。
- ・令和6年度は、読み聞かせ（通年）、草刈り・剪定（8月・1月・3月）、学区探検（10月）、七輪体験（2月）の活動でサポーターを募集し、多くの方々に参加いただきました。
- ・学校全体にかかわる活動を支援して下さったサポーターの方々をお礼の会（3月4日）にお招きし、児童の感謝の意を伝えました。
- ・令和7年度も、引き続き学習環境や教育活動の充実のために、サポーターの募集をかける予定です。

<地区代表者>

- ・通学班や通学路等について、それぞれの地区の見守りを通して状況を把握し、登下校の歩き方や地区での過ごし方等で問題があるときには、学校と情報を共有し、必要に応じて調整にあたりました。
- ・2月中旬からは、令和7年度の通学班編制について、とりまとめや連絡等を行いました。
- ・令和7年度についても同様の活動を予定しています。

<予算執行等>

- ・支出については、執行部と学校が相談しながら、環境整備や教育活動の充実に必要な経費を充ててきました。

例：損害賠償保険の加入、運動会駐車場警備費による教育活動の充実、図書の購入

会議用机・椅子の購入による環境整備、中庭の池の水抜き・清掃による安全確保 等

- ・予算執行については、慢性的に繰越金が多額であることが大きな課題でした。予算執行の適正化に向け、令和6年度は、①PTA会費・PTA特別会費を引き下げる、②本会計（PTA活動自体または加入者のみへの還元を目的とした単年度会計）と特別会計（PTA加入者を含む全体への還元を目的とした繰り越しを前提とした会計）とにPTA会計を整理する等に取り組んできました。
- ・令和7年度については、支出について以下の点を変更することとなりました。
 - ①令和7～9年度の玉野市PTA連合会における単位PTA負担金が、0円となった。
（令和6年度、本校PTAは38,116円（在籍児童1名あたり52円）を負担しました。）
 - ②令和7年度加入予定の損害賠償保険の対象が、PTA加入児童から全在籍児童となった。
（PTA会費を納めていなくても、保険の対象となるようになりました。これにより、

PTA 会計を本会計と特別会計に分ける必要が薄くなりました。同時に、在籍児童全員の保険料（PTA 会費）納入が望まれます。）

- ・慶弔費については、令和 6 年度に「個人の思いを大切にする」という立場から廃止しましたが、同年の葬儀に際して、「PTA としても弔意を示したい」という思いをもちました。
- ・以上をふまえ、令和 7 年度の PTA 会計について、以下のように整理したいと思います。
 - ①これまで通り PTA は任意団体であり、PTA 会費の納入をもって、PTA 加入の意思表示とします。PTA 加入を希望されない方は、担任までお申し出ください。後日、用紙をお渡ししますので、ご提出ください。
 - ②PTA 会計を「本会計」「特別会計」「事業費」「環境整備積立基金」に整理していましたが、会計全体を見通しやすくするため、「PTA 会計」（全体への還元を目的とした繰り越しを前提とした会計）として一本化します。
 - ③今年度の実績から、PTA 会費を、一律 100 円／月（現在は、本会計 50 円／月、特別会計 100 円／月）といたします。
 - ④PTA 会費の徴収について、事務手続きの簡略化の観点から、以下のようにいたします。
 - ・ 6 月集金時に、1 年間分の PTA 会費（1200 円）を、一括して引き落とします。
 - ・ その際の引き落としは在籍児童全員を対象としますので、PTA 加入を希望されない方は、4 月中に担任までお申し出ください。
 - ⑤年度途中の転出等で PTA から脱退する場合、次の月から分の PTA 会費を返却します。また、転入した場合は、その月分からの PTA 会費を徴収します。
 - ⑥支出項目として慶弔費を見直し、PTA としての弔意が示せるようにします。

<細則・慶弔規定等>

- ・現行は、令和 6 年 4 月 15 日から施行していますが、以下のように改定します。

【細則】

第 1 条 会費は、児童 1 人あたり 100 円／月とする。

第 3 条 慶弔規定及び表彰規定は別に定める。

【慶弔規定】

第 1 条 荘内小児童・保護者・教職員が死亡した場合、遺族の意向を確認したうえで、PTA 代表者が会葬し、花輪一對をお供えする。

附則 本規定は、学校では職員会議、PTA では執行部会の決議によって、改廃することができる。

令和 6年度 PTA本会計決算報告書

収入の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
繰 越 金	2,332,190	2,332,190	0	前年度より
会 費	404,400	388,800	△ 15,600	1口50円
補 助 金	0	0	0	
そ の 他	15	1,213	1,198	利息
合 計	2,736,605	2,722,203	△ 14,402	

支出の部

項	目	節	予算額	決算額	比 較	備 考
P T A 運 営 費	需要費	事 務 費	5,000	0	5,000	
		会 議 費	5,000	0	5,000	
		旅 費	5,000	2,500	2,500	研修会、会議等参加費
	計		15,000	2,500	12,500	
	一般活動費	会 員 研 修 費	10,000	0	10,000	
		負 担 金	50,000	38,116	11,884	PTA連合会会費
		傷 害 保 険 金	0	0	0	
		慶 弔 費	0	43,000	△ 43,000	香典等
	計		60,000	81,116	△ 21,116	
	教 育 援 助 費	教育振興費	児童活動賠償保険費	300,000	157,950	142,050
計		300,000	157,950	142,050		
需用費		消 耗 品 費	10,000	21,364	△ 11,364	剪定作業用品等
		接 待 費	5,000	16,375	△ 11,375	来客用茶葉等
		渉 外 費	0	0	0	
計		15,000	37,739	△ 22,739		
予備費		2,346,445	0	2,346,445		
運用費			49,300		特別会計への入金、職員への返金	
合 計			2,736,445	328,605	2,457,140	

(総収入) 2,722,203 (総支出) 328,605 (次年度の特別会計へ繰越) 2,393,598

令和 6年度 PTA特別会計決算報告書

収入の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
繰 越 金	929,972	929,972	0	前年度より
会 費	783,600	554,900	△ 228,700	100円／月 会員数による
補 助 金	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	
利 息	6	178	172	決算利息
合 計	1,713,578	1,485,050	△ 228,528	

支出の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
図 書 費	600,000	599,776	224	児童用図書、図書館通信等
環 境 整 備 費	300,000	546,075	△ 246,075	中庭の池の整備、環境整備用品等
保 健 給 食 費	30,000	19,234	10,766	貸出用飲料水、新しい保健ニュース等
児 童 学 習 奨 励 費	100,000	12,143	87,857	家庭科材料等
児 童 会 活 動 費	10,000	9,520	480	6年生を送る会材料等
諸 儀 式 費	80,000	36,500	43,500	入学式生花等
学 習 発 表 会 費	100,000	86,185	13,815	運動会警備費等
調 査 研 究 費	10,000	0	10,000	
予 備 費	483,378	4,500	478,878	転任者用花束等
合 計	1,713,378	1,313,933	399,445	

(総収入)

1,485,050

(総支出)

1,313,933

(次年度へ繰越)

171,117

—

=

令和 6年度 PTA事業費決算報告書

収入の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
繰 越 金	106,261	106,261	0	前年度より
事 業 収 入	0	0	0	資源回収収益 資源回収報奨金
利 息	0	53	53	決算利息
合 計	106,261	106,314	53	

支出の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
教 育 活 動 費	0	0	0	
PTA 活 動 費	20,000	21,780	△ 1,780	新1年生保護者用名札
予 備 費	86,261	0	86,261	
合 計	106,261	21,780	84,481	

(総収入)

106,314

—

(総支出)

21,780

=

(次年度へ繰越)

84,534

令和6年度PTA環境整備積立基金決算報告書

収入の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
繰 越 金	2,511,657	2,511,657	0	
そ の 他	20	1,205	1,185	学年会計利息等
利 息	22	2,900	2,878	
合 計	2,511,699	2,515,762	4,063	

支出の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
創 立 記 念 行 事 費	0	0	0	
予 備 費	2,511,699	0	2,511,699	
合 計	2,511,699	0	2,511,699	

(総収入)

2,515,762 —

(総支出)

0 =

(次年度へ繰越)

2,515,762

会 計 監 査 報 告

令和6年度の会計監査結果を下記の通り報告いたします。

記

1 監査の期日 令和 7 年 3 月 27 日

2 監査の内容

(1) PTA本会計、PTA特別会計、PTA事業費、環境整備積立基金のすべてにわたり、
正確に処理されていました。

(2) 関係諸帳簿・領収書等すべてにわたり、厳正に記帳・整理されていました。

以上

会計監査委員

小野 旭子



木曾田 由樹



印

令和7年度 荘内小学校PTA執行部

(1) 執行部

役職	氏名	上のお子さんの学年
窓口担当(市連P)	(保)西城 睦美	6年
	(学)杉本 哲也	
研修担当	(保)新井 裕美	5年
	(保)木曾田由樹	3年
会計担当	(保)伊藤 理沙	3年
	(保)河本 友里	4年
	(保)谷口 由衣	3年
	(学)久次 正浩	

(2) 地区代表者

令和7年度は、各地区から必要人数として、49名の地区代表者が選出されています。

(3) 荘内小サポーター

必要な環境整備や学習支援ごとに募集します。

令和7年度 PTA会計予算書(案)

収入の部

項 目	当初予算額	備 考
繰越金（PTA本会計）	2,393,598	前年度より
繰越金（PTA特別会計）	171,117	前年度より
繰越金（PTA事業費）	84,534	前年度より
繰越金（PTA環境整備積立基金）	2,514,145	前年度より
会 費	600,000	100円／月 入会者数は前年度実績より
そ の 他	200	利息
合 計	5,763,594	

支出の部

項 目	節	当初予算額	備 考
運営費	需 要 費	事 務 費	2,000 印刷用紙、事務用品 等
		旅 費	5,000 研修会、会議等参加旅費 等
	計		7,000
	一 般 活 動 費	研 修 費	2,000 研修会、講演会参加 等
		負 担 金	0 PTA連合会会費 等
		慶 弔・表 彰 費	50,000 花輪一对、餞別用花束 等
		消 耗 品 費	20,000 草刈・剪定作業用品 等
		接 待 費	20,000 活動用緑茶、来客用茶葉 等
		活 動 奨 励 費	25,000 新1年生・転入生保護者用名札 等
	計		117,000
教育援助費	教 育 振 興 費	児 童 活 動 賠 償 保 険 費	200,000 児童等の活動に係る賠償保険料
		計	200,000
	需 要 費	図 書 費	400,000 児童用図書、図書館通信 等
		環 境 整 備 費	100,000 環境整備用品、AED消耗品 等
		保 健 給 食 費	25,000 貸出用飲料水、新しい保健ニュース 等
		児 童 学 習 奨 励 費	30,000 卒業生家庭科材料 等
		児 童 会 活 動 費	20,000 6年生を送る会材料 等
		諸 儀 式 費	50,000 入学式、卒業式生花 等
		警 備 費	90,000 運動会警備 等
		調 査 研 究 費	2,000 他校のPTA活動の調査 等
	計		717,000
	計		1,041,000
予 備 費		4,722,594	
合 計		5,763,594	

玉野市立荘内小学校保護者と教師の会（略称荘内小PTA）会則

第一章 名 称 及 び 事 務 局

第1条 この会は、玉野市立荘内小学校保護者と教師の会（略称荘内小PTA）といい、事務局を荘内小学校に置く。

第二章 目 的 及 び 活 動 方 針

第2条 この会は、保護者と教師が協力して家庭と学校と社会において、児童の幸せで健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動方針を定める。

- 1 よい保護者、よい教師となるよう、会員相互の親睦と研修に努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連携によって、児童の健全な育成につとめる。
- 3 児童の生活及び教育環境を整える。
- 4 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- 5 その他、この会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条 この会は、目的を達成するために下記を置く。

- 1 地区代表者
・地区代表者は、地区ごとに必要人数を選出する。
- 2 荘内小サポーター

第三章 会 員 及 び 経 理

第5条 この会は、荘内小学校児童の保護者並びに、本校教職員の有志を会員とする。

第6条 この会の経費は、会費・寄付金等で支弁する。

第7条 会員は、児童1人あたり一律の会費を拠出する。

第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第四章 執 行 部 の 任 期

第9条 この会には、次の担当を置き、それを執行部と称し、任期は一カ年とする。（但し、再任してもよい）

- 1 執行部は、学校等諸団体との窓口業務、会の運営、会議における司会本会の事務、会計、会計監査などについて分担して行う。
- 2 玉野市PTA連合会における文化事業・体育事業・補導事業について、必要に応じて協力する。

第10条 校長はすべての会合について意見を述べることができる。

第五章 執 行 部 の 選 出

第11条 新年度執行部は、前年度執行部において選出し、総会の承認を得る。

第六章 執 行 部 の 職 務

第12条 執行部員の職務は次のとおりとする。

- 1 PTA窓口担当（1～2名）… 玉野市PTA連合会や学校との窓口を担当する。
(事務局の担当は副校長或いは教頭とする。)
- 2 PTA研修担当（1～2名）… 校内外の研修・委員会に関する仕事を担当する。

(P T A 窓口担当に事情がある際には代理し会議の際の記録を担当する。)

3 P T A 会計担当 (2 名) … P T A 諸会計の監査を行う。(事務局の担当は教頭とする。)

第七章 会 議

第 13 条 この会の主な会合は次のとおりとする。

1 定期総会 全会員で構成され、最高の決議機関である。

・年 1 回開き、決算の承認・予算の審議・役員の承認・事業報告・計画等を行う。

・議事は、出席会員の過半数の同意で決する。

2 役 員 会は必要に応じて開催する。

第八章 附 則

第 14 条 この会の運営に関し、必要な細則は、執行部の決議を経て定めることができる。細則を改廃した場合は、総会で報告しなければならない。

第 15 条 この会則は、執行部会及び総会において、出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することができない。

第 16 条 この会則は、令和 6 年 4 月 1 5 日より改訂・実施する。

荘内小学校 P T A 細 則 (R 7 . 4 . 1 8 改訂)

第 1 条 会費は、児童 1 人あたり 1 0 0 円／月とする。

第 2 条 会則第 4 条の主な活動内容は、下記を参考にする。

- 1 地区代表者…通学班・通学路等について、学校との連絡・相談にあたる。

次年度の各地区の班編制を行う。

- 2 荘内小サポーター…会則第 3 条に則り、必要に応じて活動する。

第 3 条 慶弔規定及び表彰規定は別に定める。

荘内小学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 荘内小学校児童・保護者・教職員が死亡した場合、遺族の意向を確認したうえで、PTA 代表者が会葬し、花輪一對をお供えする。

附 則 本規定は、学校では職員会議、PTA では執行部会の決議によって、改廃することができる。

荘内小学校 P T A 表彰規定

本会に次の表彰規定を設ける。但し、本規定は、役員・委員会の決議によって改廃することができる。

第 1 条 荘内小学校児童のうち、特に他の模範となる児童があった時は、これを表彰する。

第 2 条 本会のために、特に大きな功労のあった会員には、感謝の意を表する。

第 3 条 前 2 条及び特別の事情が生じた時は、役員・幹事の協議によって、これを決定する。

荘内小学校 P T A 旅費規定

本会に次の旅費規定を設ける。但し、本規定は、役員・委員会の決議によって改廃することができる。

第 1 条 本会を代表して、参加した者には旅費を支給する。